

令和8年7月13日

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会  
事務局長 戸ヶ崎 文泰 様

厚生労働省職業安定局  
需給調整事業課長

採用における人材サービスの利用に関する  
アンケート調査の実施について（協力依頼）

日頃より職業安定行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年に職業安定法（昭和22年法律第141号）が改正され、職業紹介事業や募集情報等提供事業等に関する制度の整備が行われました。令和9年度には改正法の施行から5年を迎えることから、改正後の制度の運用状況や現場の実情を把握することが必要となっております。

このため、厚生労働省では、職業紹介事業者、募集情報等提供事業者、求人者及び求職者を対象に、サービス内容や事業運営の実態等に関するアンケート調査を実施することといたしました。

本調査で把握した内容は、募集情報等提供事業等の実態や課題を整理し、現場の実情を踏まえた今後のあり方を検討するための基礎資料として活用いたします。

つきましては、貴会の会員にアンケート協力依頼のはがきが届いた場合には、積極的にご回答いただけるよう、周知等につきまして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事業は厚生労働省から PwC コンサルティング合同会社へ委託し実施しております。アンケートの詳細は以下の事務局宛てにお問合せください。

PwC コンサルティング合同会社  
「職業紹介事業等の今後のあり方についての調査・研究事業」事務局  
担当：森川、橋本、高木、宮本  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー21 階  
E-mail：[jp\\_cons\\_employment\\_services\\_future-mbx@pwc.com](mailto:jp_cons_employment_services_future-mbx@pwc.com)  
Tel：03-6257-0573（10時-17時、土日祝日を除く）

### 1. 本調査の趣旨・背景および目的

職業安定法については、令和4年の改正により、職業紹介事業や募集情報等提供事業等に関する制度の整備が行われました。雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）附則第9条において、改正法施行後5年を目途として、法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものとされており、こうした状況を踏まえ、職業紹介事業、募集情報等提供事業等について、改正後の制度の運用状況や現場における実情を把握することとなりました。

本調査では、サービス内容や利用状況、事業運営上の課題等を把握し、今後の職業紹介事業等のあり方を検討するための基礎資料とすることを目的としています。

### 2. 本調査の全体像および対象者

本調査では、「職業紹介事業者」、「募集情報等提供事業者」、「求人者（企業・法人等）」及び「求職者（人材サービスの利用者）」を対象に、アンケート調査を実施いたします。

また、アンケート調査の結果を踏まえ、ご回答いただいた事業者の方々の一部に対して、後日、ヒアリング調査へのご協力をお願いする予定です。

### 3. 調査の実施方法および内容

事務局より依頼状（はがき）を各事業者へ郵送いたします。調査対象の事業者は、依頼状に記載している URL または二次元バーコードよりアンケート調査回答用のWEBサイトへアクセスし、掲載されている手順にしたがってアンケートにご回答いただきます。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

■ 事業者向けアンケート調査

対象：全国の職業紹介事業者約 6,200 社および募集情報等提供事業者約 1,500 社  
職業紹介事業と募集情報等提供事業の両方を営んでいる事業者には、依頼状をまとめて 1 通送付いたします。両事業についてそれぞれのご担当者様から、別々に回答くださいますようお願い申し上げます。

調査期間：2026 年 7 月 23 日（木）～同年 8 月 21 日（金）

※地域により依頼状の到着日が異なります。

主な調査内容：事業内容、法令改正に係る施行状況、技術の進展、等

ご回答用 Web サイト：<https://employment-services-future.mhlw.go.jp>

以上